

議決権種類株式の証券コード対応について

平成 20 年 9 月 11 日
証券コード協議会

議決権種類株式の上場制度整備に伴い、本協議会では種類株式の証券コードについて下記のとおり取扱うこととし、「株式及び公社債銘柄コードの設定、変更及び削除に関する取扱い要領」に所要の改正を行いましたので、お知らせします。

記

1. 種類株式は、固有名コード（4 桁）＋予備コード（1 桁）の 5 桁構成とし、予備コードは「3、4、7、8」を使用する。予備コードの割当順は、原則として「7、8、3、4」の順とする。
2. 優先株式の予備コードは現行の「5」に加えて「6」を割り当てる。
3. 普通株式が上場せず、無議決権株式が単独で上場する場合でも予備コードを付けた 5 桁構成とする。
4. 「普通株式」とは、剰余金、残余財産の分配、及び取締役の選解任その他の重要な事項に関する株主総会における議決権について、平均的かつ標準的な地位又は権利を有する株式を指すものとする。

以 上